



号 外
第 178 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則

広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	（自然環境保全室）
広島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	（"）
（以上県法規記載）	（）

公布された規則のあらまし

広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第七十八号）（自然環境保
全室）

一 改正の要目

県立自然公園特別地域等における許可又は届出を要しない行為について、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

広島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第七十九号）（自然環境保全室）

一 改正の要目

県自然環境保全地域の特例地区内における許可等を要しない行為等について、必要な

規定の整備を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

規則

広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤田 雄山

広島県規則第七十八号

広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

広島県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年広島県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第二十条中第二十八号の三十を第二十八号の三十一とし、第二十八号の十三から第二十八号の二十九までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の十二の次に次の一号を加える。

二十八の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

第二十条中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

第三十二 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復

が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しく

塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行わ

れ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、当該催しの終了後に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日

の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
 ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

八 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

二 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

第二十二條第一号イ中「第十六号」の下に、「第十七号の二」を加え、「第二十八号の十八、第二十八号の二十七又は第二十八号の三十」を「第二十六号の十六、第二十八号の十三、第二十八号の十九、第二十八号の二十八又は第二十八号の三十一」に改める。

第三十四条中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風景の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

二 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第七十九号

広島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

広島県自然環境保全条例施行規則（昭和四十八年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号ハ（中）「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

第十七条第一号ヲ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同条第五号に次のように加える。

ヘ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。